

サイバー大学競争的研究費等に関するコンプライアンス教育
および啓発活動実施計画

2021年11月19日決定
2023年4月1日改定
2025年4月1日改定
統括管理責任者

サイバー大学（以下「本学」という。）では、「サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程」（以下「防止規程」という。）第6条第1項に定めるコンプライアンス教育および啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育および啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1. 対象	競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員	すべての構成員
2. 目的	自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
3. 実施内容、方法、頻度	1) e-learningによる「研究活動に関する研修プログラム（研究倫理・コンプライアンス教育）」の実施（年1回） 2) 説明会（研究費執行に関する説明会）、e-learning等による教育の実施（毎年度、できるだけ早い時期に1回以上）	1) 「研究推進」コースや「研究推進」サイトを活用した啓発活動の実施（随時） 2) 「研究推進」メールニュースによる啓発活動の実施（年3回以上） 3) 教授会における啓発活動資料の配布（年1回以上） 4) 学部運営委員会における「研究費ガイダンス」の実施（年1回） 5) 研究費の不正防止に関する意識調査の実施（数年に1回）